公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則 (平成15年細則(調)第8号) に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月5日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名:大洋州地域(広域)デジタル連結性とサイバーセキュリティ能力向上に係る情報収集・確認調査 (QCBS-ランプサム型)
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称:大洋州地域(広域)デジタル連結性とサイバーセキュリティ能力向上に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号: 24a00956

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 2 月 5 日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:大洋州地域(広域)デジタル連結性とサイバーセキュリティ能力向上に係る情報収集・確認調査 (QCBS-ランプサム型)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定): 2025年4月 ~ 2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する 成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行い ます。

2. 担当部署 日 程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス平和構築部 STI・DX 室

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目 | 日程 | | |
|-----|-----------------|--|--|--|
| 1 | 競争参加資格確認申請書 | 2025年 2 月 14 日 12時まで | | |
| 2 | 競争参加資格要件の確認結果の | 2025年 2 月 21 日まで | | |
| | 通知日 | | | |
| 3 | 資料ダウンロード期限 | 2025年 2 月 10 日 まで | | |
| 4 | 企画競争説明書に対する質問 | 2025年 2 月 12 日 12時まで | | |
| 5 | 質問への回答 | 2025年 2 月 17 日まで | | |
| 6 | 本見積額(電子入札システムへ | 2025年 2 月 28 日 12時まで | | |
| | 送信)、本見積書及び別見積書、 | | | |
| | プロポーザル等の提出日 | | | |
| 7 | プレゼンテーション | 行いません。 | | |
| 8 | プロポーザル審査結果の連絡 | 見積書開封日時の2営業日前まで | | |
| 9 | 見積書の開封 | 2025年 3 月 13 日 11時 | | |
| 10 | 評価結果の通知日 | 見積書開封日時から1営業日まで | | |
| 11 | 技術評価説明の申込日(順位が | 評価結果の通知メールの送付日の翌日か | | |
| | 第1位の者を除く) | ら起算して7営業日まで | | |
| | | (申 込 先 : | | |
| | | https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) | | |
| | | ※2023年7月公示から変更となりました。 | | |

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最 新版を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者

とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申 請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等に ついて、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限: 上記2.(3)参照
- 2) 提出書類:プロポーザル作成ガイドラインの 48-49 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法: 上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名:「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

4) 確認結果の通知:上記2.(3)日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C% E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E 5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料:

・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記2.(3)参照
 - 2) 提出先 : https://forms.office.com/r/E2jTd3X4aUh
- 注1)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
 - (2)回答方法

上記2.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記2. (3)参照
- (2)提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2)本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行いま

す。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見 積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書(第3章4.(3)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.(3)別見積について」のうち、1)の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3)提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)
- (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を 技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1)技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。<u>な</u> お、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合 格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点:最低見積価格=100点

② 価格評価点: (最低見積価格/それ以外の者の価格) ×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下 の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100点

それ以外の見積額(N): 価格評価点=(上限額×0.8/N)×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%をNとして計算します。

4)総合評価

技術評価点と価格評価点を 80:20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額 (消費税抜き)は上記2.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札シ ステムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に 消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

- (4)契約交渉権者の決定方法
 - 1)総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
 - 2)総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
 - 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

第1条 調査の背景・経緯

大平洋島嶼国は小国となる島国が多く、国毎の人口が小さく、市場規模が限定的であることから、多くの国で国内産業の育成に課題を抱えている。国内で自給可能な食料産業も乏しく、主要な外貨収入源も限られるなか、生活必需品の多くは海外からの輸入に依存しており、国際商品の価格高騰に対して脆弱であり、自国のみでの自立が困難な国が多いため、外国との連結性の強化が非常に重要となっている。特に、大洋州地域の長期開発計画である「ブルーパシフィック大陸のための 2050 年戦略」(2050年戦略)では重要なテーマとして「技術及び連結性」を掲げており、運輸交通と並列してデジタル技術のインフラとサービスが確保されること、連結性の強化が強調されており、またデジタル技術の採用には、効果的なパートナーシップと、地域が共有する価値観を尊重した適切な地域規制の取り決めが必要とされている。このように、デジタル連結性の促進のための取り組みの重要性も大洋州地域及びその他の国々により認識されつつあるものの、資金や投資が十分と言える状況にはまだない。

このような背景から、デジタル技術は地理的な制約を乗り越える大きな機会と捉えられ、フィジーを含む太平洋島嶼国ではデジタル技術の活用を推進しており、今後、AI技術や他の新興技術の更なる活用が経済社会成長に貢献することが期待される。一方で、それを実現させるためにはデジタル連結性の促進及びサイバー空間の安全性の確保が必要不可欠であり、本調査ではデジタル連結性の促進に関連して通信(海底ケーブル、国内通信網、衛星回線等)及びデータセンター、サイバーセキュリティを調査の対象とする。

大洋州地域では、通信環境を構成する海底ケーブルの接続は限られており、国内通信網の整備も十分に行き届いておらず、インターネットへのアクセスが依然脆弱となっている。衛星回線を使用したインターネット接続サービスも提供され、利用も広まってきているものの、安定性や通信速度、料金の観点からも課題が残っている。このような状況から、通信基盤が十分とは言えず、国際電気通信連合(2024 年)²によると太平洋島嶼国の 2023 年の全人口に対するインターネット利用率は 41%に留まる等、他地域と比較しても低い。

また、大洋州地域のデータセンターは主に豪州、ニュージーランドをはじめ、パプアニューギニア、フレンチポリネシア、ニューカレドニアに存在している他、2024年には、Google 社がフィジーにデータセンターを設立すると発表した。このようにデータセンターは太平洋島嶼国にも存在しており、これからの設立計画も存在しているものの、一部国に限られる状況にある。海底ケーブルの接続状況、通信状況及び電力供

_

² 国際電気通信連合(2024). Measuring digital development - Facts and Figures: Focus on Small Island Developing States, March 2024. https://www.itu.int/hub/publication/d-ind-ict_mdd-2024-1/

給等による制約から、通信状況やコスト面で太平洋島嶼国のデータセンターへのアクセスは十分と言えず、現状では国内産業による利用も限られているものの、今後のデジタル技術の更なる活用、AI技術への適応等を見据えるとデータセンターの需要は更なる伸びが想定され、投資が必要な状況である。

加えて、近年は太平洋島嶼国のサイバーセキュリティも課題として顕在化しており、サイバー攻撃と思われる原因によりフィジーやバヌアツの政府システムが機能不全となる等の事例も見られる。国際電気通信連合(International Telecommunication Union, ITU)が 2024 年に発表した Global Cybersecurity Index(GCI)報告書³によると、太平洋島嶼国のサイバー攻撃に対する脆弱性は、他地域と比較し高く、地域全体としてサイバーセキュリティ基盤が十分ではなく、対策が喫緊の課題となっている。また、同地域への地政学的な関心の高まりにより、サイバー攻撃の機会も今後さらに増加すると予想されており、支援の必要性も高まっているが、同地域でのサイバーセキュリティ対策に関する資金と投資は不足している。

このような背景から、今後の大洋州地域のデジタル基盤となる連結性及サイバーセキュリティに関する現状の把握、及び想定される協力案の検討にむけた情報収集確認調査を実施する。

第2条 調査の目的と範囲

「第2条 調査の目的と範囲」、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえて、「第4条 調査の内容」に記載される情報収集・確認調査を実施する。具体的には、大洋州諸国を対象として、デジタル連結性及びサイバーセキュリティに関する開発計画や課題の整理・分析に基づき、日本企業による大洋州諸国への協力可能な事業を特定することを目的とする。

第3条 調査実施の留意事項

(1)調査項目案の整理・確認

本調査では以下2つの主要な調査項目を設定する。本調査対象の特に政府関係者 については対象が重複することも多いことが想定されるため、効率的な調査に努め ること。

デジタル連結性

デジタル連結性の促進に関連して通信(海底ケーブル、国内通信網、衛星回線等)及びデータセンターに関する調査を行い、今後の協力における留意事項、 事業形成の可能性についての検討を行う。国際・国内通信及びデータセンター

³ 国際電気通信連合 (2024). Global Cybersecurity Index 2024.

https://www.itu.int/epublications/publication/global-cybersecurity-index-2024

においては、調査の範囲として、インフラのみならず、提供サービス内容までを対象とする。また、これを国家の取り組み及び民間セクターの双方の観点で整理する。具体的には、通信は運用を担う通信事業者(Internet Service Provider, ISP)の事業計画や、データセンターにおいても建物や機材だけではなくクラウド等の提供サービスも含める形で調査項目案を整理する。また、データセンターの前提となる電力インフラ及び運用状況等も調査項目として含めること。

② サイバーセキュリティ

国際電気通信連合(International Telecommunication Union, ITU)の Global Cybersecurity Agenda (GCA)に基づきサイバーセキュリティに関連した取り組みの情報収集、JICA 事業等での追加取り組み可能性の検討を実施する。情報収集・調査の範囲として、国家レベルの取り組みだけでなく、地域レベルの取り組みも対象とし、調査項目案を整理する。

(2)調査項目に関する補足説明

本調査においては、特に下記に留意して進めること。

- ① 各国のデジタル連結性及びサイバーセキュリティ関連計画、戦略、政策 デジタル連結性及びサイバーセキュリティに関連して、調査対象各国の国家開 発計画上や政策・法規制等の情報整理は網羅的に行うよう留意する。
- ② プレーヤー及び事業領域の明確化

デジタル連結性に関連し、国内通信網、通信サービス、海底ケーブル、データセンター(電力供給状況含む)、サイバーセキュリティ等を主要な調査対象として想定しているが、各々異なる組織や事業者が関係・提供しているものと想定される。各国の事情によって産官学にてどのような関係者・企業が存在するか、どのような役割を担っているかを明確にする。また、関係者やその所掌範囲が異なるとビジネスモデルも異なってくる。例を挙げれば、海底ケーブルの支線に対する当該国の所有の有無により、プレーヤーがその役割を担う範囲が異なる。また、陸揚局の運営も政府機関の下で公社が行う国もあれば民間企業が実施するケースもある。このような各国特有の背景を慎重に把握した上で各整理を行うよう留意する。

③ 事業計画の把握

現状の状況のみならず、可能な限り今後の事業計画等の情報も収集する。その際には開示可能な情報であるかも確認した上で、非開示情報の取り扱いには十分に注意する。

④ 現状とのギャップの明確化

現状及び事業計画より今後の課題や需要とのギャップを把握できる形で整理す

る。整理に際しては一般的な整理に留めず、課題を優先度の整理を行う。

⑤ 本邦関連事業者の調査

日本企業について事業者一覧を作成する場合には、同様に本調査にて検討する 協力案の実現性を意識して事業者情報を整理する。

(3) 日本としての協力可能性及びその実現方法の検討

「第4条(2)調査項目案の整理・確認」に記載の留意事項に記載の観点を踏ま え、日本としての協力可能性を整理する上で、各領域に対する協力案を並べるといっ た現状整理に留めず、取り組む意義がどこにあるかわかるよう、優先順位を含めて整 理を行う。

また、日本の強みを活用する視点も重要だが、前述の通り各国が認識している課題 及び潜在的な課題を意識し、それらをどのように対応策を検討していくかという視点 からも協力可能性の検討を行う。

本調査内容は今後の日本の協力の形成に関する議論に活用されることが想定される。協力案の内容及びその実現方法については概要レベルの提案に留めず、より具体的な議論の基になるよう留意する。協力案についてはまず実施組織やスキーム等の条件に捉われずに整理した上で、実現方法を検討する。特にJICA事業での実現可能性が高い案については、適切なスキーム(技術協力プロジェクト、有償・無償資金協力、海外投融資、提案型事業等)、プロジェクト概算期間、概算事業規模等、実現に向けた前提を含めて整理する。

JICA事業となりうる協力案を検討する場合には、当該協力案を実施した場合のアウトプットのみならず、想定されるインパクトまで整理する。複数事業からなるパッケージとして形成した方がより良いインパクトが見込まれる場合には、パッケージ化での提案も行うこと。本領域では、他国や他国企業による事業等も想定されるため、既存事業との重複を避けシナジー追及のための連携を意識するよう留意する。

(4) 本邦関連組織との連携

本業務においては、大洋州地域に関連分野で協力を実施している内閣官房、外務省、総務省、JICA 関係者とも意見交換・情報共有を行い、大洋州地域の連結性に関連する日本政府の方針、戦略、計画及び意向を正確に把握する。主に他国政府との連携、開発協力方針、取り組み状況、今後の計画、及び協力可能性の検討においては外務省との情報共有や議論が重要であるため、ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室を通じて外務省とも密に連携して進める。

(5) 外部関連組織との連携・協調

特にデジタル連結性に関連しては、日米豪印首脳会合(QUAD協議)に関する動き

や、米豪等の取り組みや検討との整合が求められる。そのため、これらの関連国の政策的な取り組み状況及び今後の見込みを踏まえた上で、他国等の既存事業との重複を避けシナジー追及のための連携を意識する。例として、QUAD 協議を通じた豪による Cable Connectivity and Resilience Centre 立上げ(2024 年 7 月) 4 、海底ケーブルに関する共同声明(New York Principle, 2024 年 9 月) 5 等の動きに加え、米国経済安全保障庁(The Department of Homeland Security, DHS)による海底ケーブルを含む重要インフラのリスクアセスメントや海底ケーブル関係者間の調整等のアジェンダに関する取り組みについては、情報収集を対象となる。

また、大洋州地域向けの活動としては、豪州やニュージーランドをはじめ、米国や韓国等の各国政府及び二か国開発機関のほか、世界銀行や国際電気通信連合等複数の国際機関、国際 NGO 等により、通信、サイバーセキュリティ、DX を含むデジタル技術に関連した活動が実施されており、PIF(Pacific Islands Forum)や PRIF(Pacific Regional Infrastructure Facility)等の地域機関もこれらの活動の調整に努めている⁶。本調査で課題を検討するにあたっても、効率性、援助協調の観点からも外部関連組織への情報を踏まえた検討、連携が必須となるため、必要に応じた情報収集を行うこと。

(6) 既存調査資料の活用

これまでに JICA 及び他開発協力機関が実施した調査報告書等の資料を最大限活用し、事前調査を効率的に実施する。前述の外部機関には既に多様な活動実績があり、デジタル技術領域においても成果が出てきている。米国国際開発庁(United States Agency for International Development(USAID))は開発協力機関との議論を通してデジタル技術領域における既存協力をマッピングしてまとめており、大洋州地域での開発協力機関との援助協調の場を形成する動きもある。公式的な地域機関としては PIF や PRIF も存在しており、各国と定期的に議論の場を持っている。既存資料や既存のネットワークを有効に活用し、効率的な情報収集に努める。

(7)調査対象国及び現地調査方針

本調査の調査対象は大洋州 14 か国(キリバス、ミクロネシア、ナウル、ツバル、フィジー、PNG、パラオ、マーシャル諸島、サモア、トンガ、バヌアツ、ニウエ、クッ

⁴ Cable Connectivity & Resilience Centre < <u>Cable Connectivity and Resilience Centre | Australian</u> Government Department of Foreign Affairs and Trade>

⁵ The New York Joint Statement on the Security and Resilience of Undersea Cables in a Globally Digitalized World < The New York Joint Statement on the Security and Resilience of Undersea Cables in a Globally Digitalized World | Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade>

⁶ ICT を含む大洋州のインフラに関して開発協力機関等の活動を調整する場を提供する PRIF は、最近では 2024 年 10 月にイベントを実施済であり、関連資料は本調査への参考資料としても活用可能。https://www.theprif.org/datax-blue-pacific

ク諸島、ソロモン諸島)及びその他の同地域内外関連国(日本、米国、豪州、ニュー ジーランド)を想定とする。

現地渡航対象国については受注者の提案及び、デスクトップ調査の結果を踏まえに基づいて大洋州 14 か国及び同地域内外関連国から選定し⁷、ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室との議論を経て最終決定を行う。選定外の国については、デスクトップ調査、及び必要性に応じて現地再委託での調査を実施する。現地調査対象国として選定した国についても、外への情報開示が限られる可能性の高いサイバーセキュリティ等、効果的と想定される場合には、受注者の提案に基づき、現地再委託を認める。8

現地調査は基本的に1回を想定しているが、現地調査の結果、フォローアップが効果的等の必要性が認められた場合は、第2回現地調査の追加実施を検討し、本調査の業務として追加するため契約変更を行う。

また、現地調査の対象国が多く一回の渡航で複数国へ渡航することも考えられるため、各国での調査日数が限られることを想定し、コーディネーター(情報収集やアポ取りを含む調査補助を想定)の傭上を含め、効率的に調査を進めるよう工夫する。調査計画検討に際しては、特に将来的に形成をコミットするものではないことに留意して説明を行うこと。

(8)機構からの便宜供与

現地調査時における JICA 事務所による便宜供与は想定していない。現地関係者との 打ち合わせ等は、初回においては可能な範囲で JICA 事務所による紹介や協力を行うも のの、受注者が自律的に対応することが求められる。また、現地調査時に JICA 関係者 (本部、事務所)が同行する場合、受注者及び JICA 間で相互に調整し、調査を実施す る。

(9) 本調査内容の報告

本調査の報告書内容及び協力案について説明が求められる場合は、対象国の政府機関及び大洋州地域で活動する地域機関や開発協力機関、及び日本企業等本邦関係者を含む関連機関に向けて本調査の内容に関する情報共有及び協力案の説明を行うため、適切な発信機会を検討する。

発信については、国内説明会、現地セミナー及びオンラインセミナー等の選択肢が 想定されるが、本業務には含まず、契約変更にて追加を行う。

第4条 調査の内容

(1)業務計画書作成

本調査の業務計画書を作成し、ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室と確認を行

⁷ 受注者は現地対象国について、国数と対象国をプロポーザルで提案してください。

⁸ 現地再委託が想定される場合は対象国と内容をプロポーザルで提案してください。

(2)調査項目案の整理・確認

本調査は大洋州諸国のデジタル連結性強化及び安全なサイバー空間の確保に向けて、デジタルインフラにおける大洋州での日本の協力可能性を探るものである。調査対象となるデジタルインフラは、通信(海底ケーブル、国内通信網、衛星通信等)、データセンター、サイバーセキュリティを想定しており、またこれらの分野に関する関連法規制、戦略、政策等も調査対象となる。

調査項目は下記の通り。

- ① デジタル連結性
 - 国際通信:海底ケーブル (本線・支線)、陸揚局、衛星通信等
 - 国内通信:通信サービス(固定・移動)、基盤通信網(バックボーン、バックホール)、パッシブインフラ(鉄塔))等
 - データセンター: 商用・政府保有、サービス内容、主要顧客
 - 電力供給状況:特にデータセンターの前提となる電力インフラ及び運用状況等
- ② サイバーセキュリティ:国内組織間連携、国際連携、人材育成・能力構築・技術力、国家サイバーセキュリティ体制・能力、施設・機材等
- ③ 上記項目に関連する国家開発計画、政策・戦略、法規制、組織体制(省庁や所 掌範囲等)

上記は想定項目であるため、これらを基に詳細な調査項目を整理し、調査開始前にガバナンス・平和構築部 STI・DX 室と確認を行う。なお、調査を進めるにあたっては、同室との協議を継続しつつ、必要性があれば適宜調査項目の更新を行う。

調査対象国については、「第3条 調査実施の留意事項(7)調査対象国及び現地 調査方針」に定める通り。本調査では前述の通り大洋州地域での連結性強化に資す る日本の具体的な協力可能性を検討するが、下記に説明する項目の実施を通じてこれを実現する。

(3) JICA 関係者との協議

「(4) 基礎情報収集にかかるデスクトップ調査」、及び「(6) 現地調査」に際し、 主に JICA 本部及び外務省関係者から情報収集及び意見交換を行い、本調査の基礎情報 及び関連情報の収集を充実化させ、方向性の調整を行う。

協議は調査開始から調査終了まで複数回、適時実施することを想定しており、基礎情報収集の他、外部関連組織との協議・現地調査・案件形成実施の方向性に関する議論を行い、確認及び検討を実施すべきポイント及び進める上での留意点を確認する。また、日本としての協力可能性及び実現方法の整理に際しても同関係者より適宜フィードバックを収集し、方向性の調整と協力案の精緻化に繋げる。

JICA 側の協議先は、主にガバナンス・平和構築部 STI・DX 室、東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課となる。また、現地情報及び既存事業等に関する情報収集等、必要に応じて JICA 地域事務所・支所・フィールドオフィス等との協議を実施する。なお、後述の外部関連組織との協議にあたっては、事前に関連課題部及び地域部からの情報共有を経て協議内容を整理する。

(4) 基礎情報収集にかかるデスクトップ調査の実施

びその役割について整理を行う。

上記「(2)調査項目案の整理・確認」にて整理した調査項目に基づき、デスクトップ調査にて情報収集・整理・分析・提案を行う。想定される主な項目は以下の通り。

- ① 各国のデジタル連結性及びサイバーセキュリティ関連計画、戦略、政策 デジタル連結性及びサイバーセキュリティについて、調査対象各国の国家開発 計画上の位置付け、関連政策、関連法規制及び担当省庁の情報を整理する。
- ② プレーヤー及び事業領域の明確化 大洋州諸国の基礎的なデータ(概況や関連指標等)を収集した上で、前述の調 査項目を基に大洋州地域のデジタルインフラの全体概況の確認を行い、デジタ ルインフラの構成、ビジネスモデル、プレーヤー(政府機関、民間機関等)及
- ③ 事業計画の把握及び協力必要性の高い領域の特定 大洋州地域のデジタルインフラの概況を整理した上で、各国の既存の設備状況 及び投資情報の把握、日本及び大洋州各国の動向(政府、民間企業、開発協力 機関からの投資及び技術協力の現状、及び計画)の把握を行う。加えて、デジ タルインフラに関連した投資や事業、サービスを大洋州地域にて展開する企業 を抽出し、事業者一覧を作成する形を整理する。これらを基に投資状況・協力 状況のマッピングを行い、協力の必要性が高いと考えられる領域を特定する。
- ④ 現状とのギャップの明確化 上記で整理した概況や投資・協力状況に基づき、協力必要性の高い領域における在り方と現状からギャップを明確化する。明確化したギャップから、協力案の具体的な議論に向け、調査結果から示唆の抽出を行い、さらなる確認事項を整理する。

⑤ 本邦関連事業者の調査

本邦において各領域における海外事業を実施している関連企業を整理し、その 一覧を作成する。本調査にて検討する協力案の実現性を意識し、大洋州での事 業実施状況及び事業可能性について、一覧に整理した関連企業へヒアリングを 行い、その結果をまとめる。

(5) 外部関連組織との協議

「(4)基礎情報収集にかかるデスクトップ調査の実施」及び「(6)現地調査」に際し、「(3) JICA 関係者との協議」に加え、日本の政府機関及び民間企業、大洋州各国関連組織、大洋州地域で活動する他国政府等の関連組織等、外部関連組織との協議を行う。具体的な協議先は内閣官房、外務省、総務省、日本企業、大洋州各国関連省庁、米国政府、豪州政府、ニュージーランド政府、大洋州地域機関(PIF、PRIF、Pacific Cyber Security Operational Network (PaCSON))、開発協力機関、及び関連組織を想定している。

協議の時期は主に現地調査前、及び必要に応じて現地協議後に適宜実施することを 想定している。現地調査前に基礎情報・関連方法の収集を行った上で、現地調査中確 認すべきポイントを洗い出し、また、収集した情報整理に基づき協力案の整理に向け て、連携可能性等に関しても意見交換を実施する。

また、本調査にて整理した日本の協力可能性については、時機を見て同関係者にも情報共有を行う可能性がある。外務省の協議先は担当地域課等を想定しているが、詳細はガバナンス・平和構築部 STI・DX と確認して進める。

(6) 現地調査

第一回現地調査として、デスクトップ調査への補足としての情報収集、及び関係者への本調査の目的、内容、及び今後の計画の説明を行う。主に「(5)外部関連組織との協議」で触れられている協議先のうち、大洋州各国関連省庁、米国政府、豪州政府、ニュージーランド政府、大洋州地域機関(PIF、PRIF、PaCSON)、開発協力機関、その他関連組織に対して、以下の項目の調査・協議を行う。なお、以下の項目は現時点での想定であり、現地前のデスクトップ調査の結果及び本邦関連組織・外部関連組織との協議を踏まえて最終化するものとする。

- ◆ 大洋州各国への当該組織による事業・協力の現状、及び計画
- 大洋州各国への当該組織による事業・協力における優位性及び課題、その 背景
- 当該組織による取り組みと日本の連携可能性
- その他、デスクトップ調査で不足している情報の収集

調査対象国は「第3条 調査実施の留意事項(7)調査対象国及び現地調査」に記載の通り。現地調査は複数国連続での実施を想定するが、詳細日程については現地側の対応も踏まえて、受注者にて確定する。

(7) 現地再委託を通した調査の実施

「第3条 調査実施の留意事項 (7)調査対象国及び現地調査方針」にあるように、デスクトップ調査及び現地調査での情報収集のほか現地再委託による調査が効率

的な情報収集手段と考えられる場合には、現地再委託を認める。

(8) 日本としての協力可能性及びその実現方法の検討

デスクトップ調査、現地調査及び関係者協議を踏まえつつ、日本政府の開発協力方針及び取り組み状況・計画を確認する。これらの整理においては、省庁等政府機関、 民間企業等の関連組織の状況や、優先度の高い国及び領域も踏まえて確認する。

また、作成した本邦関連事業者一覧を基に、大洋州の連結性に関する事業への関心や、大洋州での事業展開の可能性について日本企業からの聞き取りを実施し、日本企業のサービス及び製品の活用可能性を整理する。

整理した情報に基づき、日本として協力可能性のある領域とその協力内容を検討する。これには JICA 事業以外も含め検討を行い、JICA 事業として実現可能性が高いものについては、より具体的な実現方法を検討し、協力案(最低5つ)として整理する。検討と整理にあたっては、各協力内容の概要、当該国へ適用した場合の優位性、期待される開発効果、日本及び当該国へのメリット、必要なリソース、リスクと緩和案、JICA 側に求められるアクションやスケジュールを具体化する。JICA 事業のうち、特に無償資金協力スキームにて実現可能性が高いものについても同様に整理した上で、無償資金協力案としてまとめる。

(9) JICA 事業案の提案及び関係者への意見交換

上記の調査及び協議を通して整理された具体的な協力案について、JICA 及び外務省 等関係者に説明を行い、内容のフィードバックを得る。調査結果に基づいて選定する が、国レベル及びパッケージレベルで、複数案を対象とする。

(10) 本邦関係者への調査・活動結果の報告

本調査終了時、調査報告書結果を踏まえ、日本の協力案を他本邦関係者に説明する。説明先については JICA ガバナンス・平和個構築部 STI・DX 室と調整の上決定する。

(11)報告書及び関連資料の作成

ファイナル・レポート作成を行う。ドラフト・ファイナルレポートはファイナル・レポート提出の 1 か月前に JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室に提出し、確認を行うこと。

各国のデジタルおよびサイバーセキュリティ指標等に関する情報については、関連 資料として加工可能なデータにて、ファイナル・レポートの添付資料として提出す る。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- ➤ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、 Word 又は PDF データも併せて提出する。
- ▶ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

| 報告書名 | 言語 | 形態 | 部数 |
|--------------|--------|-------|-------|
| インセプション・レポート | 日本語・英語 | 電子データ | 各 1 部 |
| 現地調査結果概要報告書 | 日本語・英語 | 電子データ | 各 1 部 |
| | | (CDR) | |
| ファイナル・レポート | 日本語・英語 | 電子データ | 各 1 部 |
| | | (CDR) | |

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙:ファイナル・レポート目次案

ファイナル・レポート目次案

- 注)本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の 結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。
- 1 大洋州地域及び各国のデジタルインフラ概観
 - 1.1 地域概要(地理・地勢、地域の特性等)
 - 1.2 デジタル連結性概要
 - 1.3 サイバーセキュリティ概要
 - 1.4 日本関係組織による取り組み
 - 1.5 他国・事業者による主要な取り組み
- 2 デジタル連結性にかかる各国状況
 - 2.1 関連するプレーヤー及び事業領域
 - 2.2 各国のデジタル連結性に係る状況
 - 2.3 各国・他国ドナー等・民間事業者による支援・事業計画
 - 2.4 課題
- 3 サイバーセキュリティ各国状況
 - 3.1 各国のサイバーセキュリティ状況
 - 3.2 各国・他国ドナー等・民間事業者による支援・事業計画
 - 3.3 課題
- 4 日本としての協力可能性及び実現方法
 - 4.1 日本の関連方針
 - 4.2 関連する日本企業
 - 4.3 協力が想定される領域
 - 4.4 JICA事業の可能性及び留意事項
 - 4.5 日本企業のサービス及び製品の活用可能性

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

| Nº | 提案を求める内容 | 特記仕様書案での該当条項 |
|----|--------------|------------------|
| 1 | 現地調査対象国 | 第3条 調査実施の留意事項 |
| | | (7)調査対象国及び現地調査方針 |
| 2 | 現地再委託の対象国と内容 | 第3条 調査実施の留意事項 |
| | | (7)調査対象国及び現地調査方針 |
| | | を踏まえ、現地再委託が想定される |
| | | 場合は、当該委託業務内を提案する |
| | | こと。 |

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
- 1)類似業務の経験

評価対象とする類似業務:情報通信(海底ケーブル含む)、データセンター事業、国家レベルのサイバーセキュリティにかかる実務業務、及び開発協力にかかる 案件形成業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - (2)業務の実施方針等
- 1)業務実施の基本方針
- 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3)作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4 - 3 の「要員計画)は不要です)。

- 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)
- 5) 現地業務に必要な資機材
- 6) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 7) その他
 - (3)業務従事予定者の経験、能力
- 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

- 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - ▶ 業務主任者/○○
 - ※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び 語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2 号)】

① 対象国及び類似地域:大洋州地域

② 語学能力:英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を 評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2025年4月下旬 業務開始

2025 年 4 月下旬 インセプション・レポート

2025年10月下旬(第1回現地調査後) 現地調査結果概要報告書

2026年1月下旬 ファイナル・レポート

(2)業務量目途

1)業務量の目途 約23.00人月

2) 渡航回数の目途 全8回

一回の渡航で複数国を周遊することを想定しています。ただし、積算上は本邦~ バヌアツ往復とバヌアツから各島嶼国へ渡航する計算となっています。なお、上記渡 航回数は目途であり、渡航回数を超える提案及び渡航経路の提案を妨げるものではあ りません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

| | 項目 | 仕様 | 数量 | 見積の取扱 |
|---|------------------|----------------|----|-------|
| 1 | <u>1</u> 通信・データセ | 大洋州地域において提案者が提 | 未定 | 定額計上 |
| | ンター・サイバ | 案する対象国の通信・データセ | | |

| ーセキュリティ | ンター・サイバーセキュリティ | |
|---------|----------------|--|
| に関連する情報 | 及び関連項目に関する情報収集 | |
| 収集 | | |

(4)配付資料/公開資料等

- 1)配付資料
 - > なし
- 2) 公開資料
 - PRIF が 2024 年 10 月に開催した「DataX Blue Pacific」イベントの資料: https://www.theprif.org/datax-blue-pacific

(5)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

| | 便宜供与内容 | |
|---|--------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 無 |
| 2 | 通訳の配置 | 無 |
| 3 | 執務スペース | 無 |
| 4 | 家具(机・椅子・棚等) | 無 |
| 5 | 事務機器(コピー機等) | 無 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

(6)安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所を始め各在外事務所・支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所・支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所・支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「**コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guotation.html)

(1)契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割される ことが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合)は、各期間分及 び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか 否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。
- (例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

87, 384, 200円(税抜)

- ※ 上記の金額は、下記<u>(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としてい</u> る項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。
- ※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(50,142,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定 します。

| 項番 | 対象とする経費 | 該当箇所 | 金額 (税抜き) | 金額に含まれる | 費用項目 |
|----|---------|------|----------------|------------|---------|
| | 貝 | | ٥) | 単い四 | |
| 1 | 旅費・航空賃 | 現地調査 | 22, 242, 000 円 | 業務従事者旅 | 業務従事者旅 |
| | | | | 費、調査同行現 | 費(航空賃、 |
| | | | | 地傭人航空賃 | その他))、及 |
| | | | | | び一般業務費 |
| | | | | | 現地交通費) |

| 2 | 現地傭人航空 | 現地調査 | 3, 400, 000 円 | 現地調査に同行 | 現地傭人航空 |
|---|--------|--------|----------------|---------|--------|
| | 賃 | | | する際の大洋州 | 賃(一般業務 |
| | | | | 域内航空賃。 | 費) |
| 3 | 現地再委託費 | 第3条調査 | 24, 500, 000 円 | 大洋州地域にお | 再委託費 現 |
| | | 実施の留意事 | | いて提案者が提 | 地再委託費 |
| | | 項 (7)調 | | 案する対象国の | |
| | | 査対象国及び | | 通信・データセ | |
| | | 現地調査方針 | | ンター・サイバ | |
| | | | | ーセキュリティ | |
| | | | | 及び関連項目に | |
| | | | | 関する情報収集 | |

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争 参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

仕様書に記載のある下記の項目については、必要性に鑑み別途変更契約を行うため見積には含まない。

- 第2回現地調査
- 本邦関係者に向けた協力案の説明のためのセミナー企画・運営
- 大洋州地域に向けた協力案の説明のためのセミナー企画・運営

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 酉 | 2 点 | |
|-----------------------------------|-------|---------|--|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 (10) | | | |
| (1)類似業務の経験 | | 6 | |
| (2)業務実施上のバックアップ体制等 | | (4) | |
| ア)各種支援体制(本邦/現地) | | 3 | |
| イ)ワークライフバランス認定 | | 1 | |
| 2. 業務の実施方針等 | | (70) | |
| (1)業務実施の基本方針、業務実施の方法 | | 65 | |
| (2)作業計画等 | | (5) | |
| ア)要員計画 | | _ | |
| イ)作業計画 | 5 | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (20) | | |
| (1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 | 業務主任者 | 業務管理 | |
| | のみ | グループ/体制 | |
| 1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/〇〇 | (20) | (8) | |
| ア)類似業務等の経験 | 10 | 4 | |
| イ)業務主任者等としての経験 | 4 | 2 | |
| ウ)語学カ | 4 | 1 | |
| エ)その他学位、資格等 | 2 | 1 | |
| 2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u> | (-) | (8) | |
| ア)類似業務の経験 | _ | 4 | |
| イ)業務主任者等としての経験 | _ | 2 | |
| ウ)語学力 | - 1 | | |
| エ)その他学位、資格等 | - 1 | | |
| 3)業務管理体制 | (-) | (4) | |